

国内受注型企画旅行取扱条件書

当きこうが、お客様のご希望により旅行の手配をお引き受けする場合は、旅行日程表（コース表）、旅行条件書（または見積書）に記載されたもの以外は次のとおりとなります。この取引情景説明書は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。本条件書は、旅行業法第12条の4による【旅行条件説明書面】および旅行業法第12条の5による【契約書面】の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

（一財）都市農山漁村交流活性化機構まちむら交流きこう（以下「当きこう」という。）が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、旅行業約款（受注型旅行契約の部）（以下「約款」という。）の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

当きこうが法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

2. 契約の申込み

- （1）当きこうがお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客様は、当きこう所定の申込書に所定の事項を記入の上、当きこうが別に定める金額の申込金とともに当きこうに提出していただきます。
- （2）当きこうと通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を当きこうに通知しなければなりません。
- （3）当きこうは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- （4）契約責任者は、当きこうが定める日までに、構成者の名簿を当きこうに提出しなければなりません。
- （5）当きこうは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- （6）当きこうは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- （7）a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。

当きこうは可能な範囲でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当きこうがお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3. 契約締結の拒否

当きこうは、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。（解除することがあります。）

- （1）当きこうの業務上の都合があるとき。
- （2）通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- （3）お客様が次の①から④のいずれかに該当したとき。
 - ①お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - ③お客様が当きこうに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
 - ④お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当きこうの信用を毀損し若しくは当きこうの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

4. 契約の成立時期

- （1）契約は、当きこうが契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- （2）当きこうは、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付した時に成立します。
- （3）申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当きこうに支払う金銭の一部に充当します。
- （4）通信契約は、（1）の規定にかかわらず、当きこうがお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

- （1）当きこうは、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当きこうの責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- （2）契約書面を交付した場合において、当きこうが企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- （1）契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面

において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日まで、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客さまから問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当きこうは迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当きこうが手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当きこうが定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当きこうは、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客さまは、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当きこうは、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当きこうの責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- (1) お客さまから契約内容の変更の求めがあったときは、当きこうは可能な限りお客さまの求めに応じます。この場合、当きこうは旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当きこうは、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当きこうの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当きこうの関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9. 旅行契約の解除

- (1) お客さまから企画料金又は取消料をいただく場合
 - ① お客さまは、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
 - ② 当きこうの責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も企画書面記載の取消料をいただきます。
 - ③ 当きこうが運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対して支払うべき取消料の金額を企画書面に証憑書類を添付して明示したときは、お客様は、明示された取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

区 分	取消料
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始日当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合。	旅行代金の100%以内

- (2) お客さまから企画料金又は取消料をいただかない場合お客さまは次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ① 旅行契約内容に第12項の表に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - ② 旅行代金が増額されたとき（お客さまから契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。）。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 当きこうがお客さまに対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - ⑤ 当きこうの責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3) お客さまは、旅行開始後において、当該お客さまの責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当きこうがその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当きこうは、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客さまに払い戻します。

- (4) 当きこうは、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当きこうが認めるとき。
 - ロ. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ハ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
 - ニ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当きこうの関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ホ. お客さまが第3項(3)①から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 当きこうは、次に掲げる場合において、お客さまに理由を説明して、旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。
- イ. お客さまが病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当きこうが認めるとき。
 - ロ. お客さまが旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当きこうの指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当きこうの関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ニ. お客さまが第3項(3)②から④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6) 前項の場合において、当きこうは、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当きこうの責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客さまに払い戻します。

10. 当きこうの責任

- (1) 当きこうは当きこうまたは手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2) お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当きこう又は当きこうの手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当きこうは、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当きこうは、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあつては14日以内に、当きこうに対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当きこうに故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

11. 特別補償

当きこうはお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷물에被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です。)として支払います。当該企画旅行日程において、お客さまが当きこうの手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

12. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面または確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面または確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③契約書面または確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る。)	1.0	2.0
④契約書面または確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面または確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥契約書面または確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0

⑦契約書面または確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当きこうが宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除く。）	1.0	2.0
⑧契約書面または確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1：一件とは、運送機関の場合一乗車毎に、その他サービスの場合一該当事項毎に一件とします。

注2：④⑦⑧に掲げる変更が一乗車船又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船又は一泊につき一変更として取り扱います。

注3：③④に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、一泊につき一件として取り扱います。

注4：④運送機関の会社名の変更・⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注5：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注6：⑦宿泊機関の等級は、当きこうが閲覧に供しているリストによります。

※以下に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金は支払いません。

a：天災地変 b：戦乱 c：暴動 d：官公署の命令 e：運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 f：当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g：旅行参加者の生命又は安全確保のため必要な措置 h：お客様のお申し出による変更

13. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当きこうが損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当きこうから提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当きこう又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

14. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当きこうでは、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当きこうでは、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きは、お土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。

ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

15. 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

16. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、担当者にお問合せください。

17. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当きこうは、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (2) 当きこうは当きこうが保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当きこうグループ企業と共同利用させていただきます。当きこうグループ企業が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス
- (3) 上記のほか、当きこうの個人情報の取り扱いに関する方針については、当きこうのホームページでご確認ください。

18. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当きこうの旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

旅行企画・実施：（一財）都市農山漁村交流活性化機構 まちむら交流きこう
 <東京都知事登録旅行業第2-5925号（一社）全国旅行業協会正会員>
 国内旅行業務取扱管理者 花垣 紀之、清水啓智
 〒101-0042 東京都千代田区神田東松山下45番地 神田金子ビル5階
 Tel 03-4335-1981（代表） Fax 03-5256-5211

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明な点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします。